第２節　不適正な処理の防止【循環社会推進課】

1　廃棄物処理法の周知

廃棄物の適正処理を確保するため、廃棄物処理法では、産業廃棄物委託基準 *1 や産業廃棄物管理票 *2（マニフェスト）制度などが定められています。しかしながら、不法投棄などの不適正処理事案が後を絶たないことから、近年、同法の改正が頻繁に行われ、規制の強化が図られています。

県では、社団法人福井県産業廃棄物協会とともに、事業者や産業廃棄物処理業者に対する講習会等を開催し、同法の多岐にわたる改正内容について周知徹底を図っています。

表3-2-16　廃棄物処理法の近年の改正状況

平成16年改正	廃棄物最終処分場の跡地等における土地形質変更の届出義務化、廃棄物処理施設における事故発生時の届出義務化、指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）の不適正処理の禁止など。	平成19年改正	産業廃棄物である「木くず」の範囲の変更など。
平成17年改正	欠格要件の厳格化、産業廃棄物関係事務等に係る事務分担の見直し、産業廃棄物管理票制度の強化、罰則の強化など。	平成21年改正	無害化処理に掛かる特例の対象に微量PCB汚染廃電気機器等の追加、PCB廃棄物の焼却施設の維持管理基準の追加など。
平成18年改正	無害化処理認定制度の創設、石綿含有廃棄物処理基準の創設、石綿含有産業廃棄物等の溶融施設の許可対象施設への追加など。	平成22年改正	排出事業者の適正処理確保のための対策の強化、廃棄物処理施設維持管理対策の強化、廃棄物処理業の優良化の推進、排出抑制の徹底、適正な循環的利用の確保、焼却時の熱利用の促進、収集運搬業の許可の合理化など。

2　不法投棄防止対策の推進

不法投棄対策としては、「福井県廃棄物不法投棄等対策要領」（平成３年策定）や「産業廃棄物処理業者等監視指導マニュアル」（平成 12 年策定）をもとに、各健康福祉センターにおいて不法投棄の重点監視地域を定め、県職員が休日・夜間を含めて実施している監視パトロールに、民間委託の監視パトロールを加えた 24 時間のパトロール体制で年間を通じて監視を実施しているほか、県が依頼している不法投棄等連絡員（約 500 人）からの情報の提供や、不法投棄 110 番の設置により広く県民から情報提供を受けるなどして、不法投棄等の未然防止と早期発見に努めています。

また、社団法人福井県産業廃棄物協会が平成８年に設置した「産業廃棄物適正処理指導員」や市町等の各種関係団体と連携した重点監視地域への合同パトロールなども実施しています。

さらに、平成 15 年度には、警察本部からの出向職員を増員し、当時の廃棄物対策課に監視・指導グループを設置するとともに、警察組織の機構改革によって平成 16 年３月に新設された生活環境課との情報の共有化と広域化する産業廃棄物事案に迅速・的確に対応するため、他県警察本部との連携強化も図っています。そのほか、市町職員（63 人）を県職員に併任し、産業廃棄物に係る立入検査権を付与するとともに、県の土木事務所職員や農林総合事務所職員等（75 人）にも立入検査権を付与し、産業廃棄物の不適正処理に対する監視体制の強化を図っています。

福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭の６ブロック別には、健康福祉センター、土木事務所、市町、警察署、森林組合、内水面漁業協同組合等から組織される「廃棄物不法処理防止連絡協議会」を設置し、各地域ごとに監視体制の強化を図っています。

＊１ **産業廃棄物委託基準**：排出事業者は、産業廃棄物の運搬または処分を他人に委託する場合には、法令に定められた委託基準に従わなければなりません。
＊２ **産業廃棄物管理票（マニフェスト）**：排出事業者は、産業廃棄物の収集運搬または処分を他人に委託する場合には、必要事項を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければなりません。この産業廃棄物管理票制度とは、産業廃棄物の処理の各工程（収集運搬、中間処理等）ごとに終了の報告を受けていくことで、委託した産業廃棄物が適正に処理されたことを排出事業者が確認する制度であり、排出事業者は最終処分の終了を確認するまで、自らが排出した産業廃棄物についてその処理の責任を負うことになります

平成 21 年度からは、不法投棄防止体制強化のための監視カメラの運用を開始し、県内の不法投棄常習場所等に設置しているほか、廃棄物の不法投棄等の未然防止に対する意識を高めるため、啓発活動等も行っています。

表3-2-17 平成22年中の廃棄物処理法違反の検挙状況
【福井県警察本部生活環境課】

区　分	検挙件数	検挙人員
不　法　投　棄	19	24
野　外　焼　却	8	10
そ　の　他	1	1
計	28	35

不法投棄、野外焼却を見かけたら・・・

【不法投棄１１０番】

電話0776−20−0584（ゼロごみはよい）

監視カメラの設置

隣接県との合同路上検査

3　硫酸ピッチ対策の推進

平成 14 年度ごろから不正軽油の密造過程で排出される指定有害廃棄物である硫酸ピッチや廃スラッジが空き倉庫などに放置される事件が全国的に問題となり、県内においても同様の放置事案が多発しました。以後、県では、県警や消防署、県の税務部門など関係機関と連携して、密造容疑箇所に対して早期の合同立入検査を実施するなど、不正軽油密造の未然防止と早期発見に努めるとともに、硫酸ピッチ等の不適正保管が発見された場合には、行為者に対して適正処理を命じるなど、厳正に対処しています。

また、啓発用のチラシを作成し、県民に対して情報の提供を呼び掛けるとともに、空き倉庫などを安易に貸さないよう注意を呼び掛けています。

4　敦賀市民間最終処分場抜本対策事業の推進

昭和 62 年、キンキクリーンセンター株式会社が敦賀市樫曲地係に設置した廃棄物の管理型最終処分場については、無許可による違法増設が判明したことから、平成 12 年 8 月に施設の使用停止と廃棄物の搬入中止を指導するとともに、処分場の安全性調査を実施しました。

この結果、処分場内の浸出液が漏出していると判断されたことから、平成 14 ～ 15 年にかけて、覆土対策や木の芽川への漏水防止対策等の応急対策を代執行により実施してきました。

また、平成 16 年度からは、抜本対策を検討するためのボーリング調査等の詳細調査を実施し、これらの調査結果を踏まえて、専門家、学識経験者および地元住民代表を交えた「敦賀市民間最終処分場環境保全対策協議会」において抜本対策内容の取りまとめを行いました。

県では、この取りまとめ結果などをもとに、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に基づく実施計画（案）を策定し、平成 18 年 3 月に環境大臣の同意を得ました。

抜本対策工事では、処分場の全周を遮水壁で囲う漏水防止対策、雨水等の浸透防止のためのキャッピングおよび既設水処理施設・設備の改造等を行うほか、処分場の早期安定化を図るため、水や空気の注入による浄化促進対策を進めます。

平成 20 年 1 月から現地での対策工事に着手し、現在は、連続地中壁やグラウチングによる遮水工、アスファルト舗装や遮水シート敷設によるキャッピング工、浄化促進対策などを行っています。浸出水処理施設等工事は、平成 22 年 11 月末に完成し、供用しています。

平成 24 年度内の対策事業完了を目指して、抜本対策工事は順調に進んでいます。

※対策工事の進捗状況については、循環社会推進課のホームページでご覧になれます。
（http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/junkan/turuga-torikumijyoukyou.html）

敦賀市民間最終処分場全景（平成 23 年 5 月）

5　普及啓発事業の実施

廃棄物の不法投棄や野外焼却を未然に防止する意識を高めるため、12 月を「不法投棄等防止啓発強調月間」と定め、各種啓発活動を行っています。平成 23 年度は、次の事業を実施しています。

①啓発用チラシの作成・配布
②新聞、テレビ、市町の広報誌等を活用した広報
③事業所への立入検査、パトロールの集中実施
④アナログテレビ不法投棄防止パトロールの実施

6　安全で信頼性のある廃棄物処理施設の確保

「福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱」において、廃棄物処理施設設置許可の事前審査手続と廃棄物処理法に定める基準よりも厳しい構造・維持管理基準を定め、施設設置許可の事前審査を行っています。

また、「産業廃棄物処理業者等監視指導マニュアル」に基づき、最終処分場等の立入検査回数を増やすなど施設への監視指導を強化しており、今後とも、処理施設の安全性と信頼性を確保し、県民の生活環境の保全を図っていきます。

7　優良な処理業者の育成

平成 23 年の廃棄物処理法改正により、遵法性や事業の透明性、環境配慮への取組みなど、一定の基準を満たした処理業者に対し、「優良産廃処理業者認定制度」が創設されました。当該制度は、優良の基準に適合し、認定を受けた処理業者（以下「優良認定処理業者」という。）について、処理業更新期間の延長等の特例 *1 を付与するとともに、排出事業者が優良な処理業者を選定しやすい環境を整備することで、産業廃棄物の適正処理の推進を図ることを目的としています。

本県では、平成 23 年 4 月から当該制度の運用を開始しており、申請のあった 13 社が優良認定処理業者となっています（平成 23 年 11 月末現在）。

＊1 **「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」における優遇的措置：**産業廃棄物処理業の許可更新時において一定の基準を満たした処理業者に対し、①申請書類の一部を省略可能とする、②評価基準に適合した旨を許可証に記載する、③評価基準適合事業者としてホームページで公表するなどの措置を講じています。